

さいたま市省エネ・断熱住宅普及促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策を推進し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現のため、ZEHや断熱窓等の設置による省エネルギー住宅の普及を目的として、自らの居住する住宅に対し、省エネルギー設備等を設置する市民に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 第12条に規定する実績報告書（様式第8号。以下「報告書」という。）の提出時において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (2) 戸建住宅 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条にある区分所有権を有さない住宅をいう。
- (3) 共同住宅 一棟の建物が、共有部分を除き、構造上、数個の部分に区画され、各区画がそれぞれ独立して住居に供される住宅をいう。
- (4) 新築 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅
- (5) ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス） 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備やシステムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅
- (6) BELS 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が実施する建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき実施する第三者認証の制度をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 次条各号に規定する補助対象事業を自身で購入し、かつ所有を目的として、住宅（店舗、事務所等と併用されているものを含む。ただし、主として住宅で使用するもの。）

へ行う市民に対し、申請に基づき予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第2号に規定する暴力団員を除く。

2 補助に係る住宅及び設置条件は、市内の住宅で次の各号のいずれかに適合したものでなければならない。

(1) 申請者が、自らの住民票における住所地に所在し、自ら居住するための戸建住宅に補助対象事業を実施するもの。ただし、他に所有者がある場合は、すべての所有者から同意がとれている場合に限る。

(2) 申請者が、自らの住民票における住所地に所在する共同住宅で、自ら居住するための専有部分に補助対象事業を実施するもの。ただし、他に所有者がある場合は、すべての所有者から同意がとれている場合に限る。

3 当該補助事業は、市に対し市税の滞納がなく、かつ、別表1に定める事業完了日に補助対象事業を完了し、別表1に定める申請期間内に第12条に定める報告書を提出できる者を対象とする。

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる補助対象事業は、次の各項に掲げるものとする。なお、設備等は未使用品に限り、リース品は対象外とする。

2 ZEHを導入する住宅にあつては、次の各号に掲げるすべての要件を満たすこと。

(1) ZEHの新築（注文住宅）又はZEHである戸建住宅（分譲住宅）を購入すること。

(2) BELSにおいて「ZEH」の評価を受けた住宅であること。（Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented相当のものを除く）

(3) 太陽光発電設備にて発電し、自家消費した電力に付随する環境価値を本市へ提供する事業に参加すること。ただし、他の公共事業又は民間事業において、環境価値を提供している場合を除く。

3 設備の効率化に係る設備を導入する住宅にあつては、次の各号に掲げるすべての要件を満たすこと。

(1) 新築ではない住宅に実施すること。

(2) 次のアからオのいずれかの設備を導入すること。

ア エコキュート（電気式ヒートポンプ給湯機） ヒートポンプの原理を用いて、夜間

電力や太陽光で発電した電力を有効に利用して冷媒の圧縮・膨張サイクルにより給湯を行うシステム

イ ハイブリッド給湯機（電気式ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機） 熱源設備として電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで、貯湯タンクを持つ機器

ウ エネファーム（家庭用燃料電池コージェネレーションシステム） 都市ガス、LPGガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用するシステム

エ 太陽熱利用システム 太陽熱エネルギーで温めた水や空気等の熱媒を用いて、給湯に利用するシステム

オ 地中熱利用システム 年間を通して、安定した温度の地中熱（地下水熱を含む。）を熱源とし、ヒートポンプの活用により、給湯を行うシステム

(3) 別表2に掲げる要件を満たすこと。

4 断熱改修を実施する住宅にあつては、次の各号のいずれかの要件を満たすこと。

(1) 住宅全体の断熱改修（以下「全体改修」という。）について、以下のすべての要件を満たすこと。

ア 新築ではない戸建住宅及び共同住宅に実施すること。

イ 1年以内にBELS又はその他の住宅性能を証明する書類において、住宅全体が「断熱等級5」以上の評価を受けていること。

ウ 躯体等（外壁、屋根、天井又は床）に断熱改修を行っていること。

(2) 住宅の部分的な断熱改修（以下「部分改修」という。）について、以下のすべての要件を満たすこと。

ア 以下に掲げる開口部（外気に接する窓又はドア）の断熱改修工事のいずれかを行うこと。

(ア) ガラス交換

既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。なお、ドアにつくガラスのみの交換は対象外とする。

(イ) 内窓設置

既存窓の内側に、新たに窓を新設するもの、及び既存の内窓を取り除き、新たな内

窓に交換するものをいう。ただし、外皮部分に位置する既存外窓（ドア）の開口面から屋内側へ50cm以内に平行に設置するものに限る。

(ウ) 外窓交換

既存窓を取り除き、新たな窓に交換するもの、及び新たに窓を設置するものをいう。

(エ) ドア交換

既存のドアを取り除き、新たなドアに交換するもの、及び新たにドアを設置するものをいう。

イ 熱貫流率（U）が1.9（W／（m²・K））以下の製品を使用していること。

ウ 前号の補助対象事業（全体改修）への申請を行っていないこと。

エ 新築ではない住宅に実施すること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 前条第2項の事業（ZEH）に要する費用

ア 高断熱外皮、空調設備、給湯設備、各エネルギー設備、創エネルギーシステム、エネルギー計測装置（HEMS）に係る費用のうち、工事費用及び購入費用及び設置費用（以下、工事費用等という。）及び補助事業の実施に不可欠な工事に要する費用

イ BELSの認証を受けるために必要な費用

(2) 前条第3項の事業（設備の効率化）に要する費用

ア 設備の効率化に係る工事費用等及び補助事業の実施に不可欠な工事に要する費用

(3) 前条第4項第1号の事業（全体改修）に要する費用

ア 開口部の断熱改修工事に係る工事費用等

イ 躯体等（外壁、屋根、天井又は床）の断熱改修工事に係る工事費用等

ウ 補助事業の実施に不可欠な工事に要する費用

エ BELSの認証を受けるために必要な費用

(3) 前条第4項第2号の事業（部分改修）に要する費用

ア 開口部の断熱改修工事に係る工事費用等及び補助事業の実施に不可欠な工事に要する費用

- 2 補助対象経費には、消費税相当額を含めないものとする。
- 3 補助対象経費の支払いにクレジットカードを使用し、ポイントが付与された場合、あるいは、補助対象経費の支払いを現金で行い、ポイントカードにポイントが付与された場合、その支払いをした経費は、補助対象経費として認められない。ただし、補助対象経費に付与されたポイントを現金換算することができる場合は、その金額分を補助対象外経費として減額し、その残額を補助対象経費として取り扱うこととする。

(補助金の額)

第6条 市長が交付する補助金の額は、第4条に定める補助対象事業の種類に応じ、それぞれ別表3の補助金額の欄に掲げる金額又は補助対象事業ごとの補助対象経費から国、県の補助金等の収入額を控除した額の1/2のいずれか低い額を補助金の額とする。ただし、各補助対象事業の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額とする。

(補助事業の期間)

第7条 市長は、別表1に定める補助事業の期間及び条件において、申請者からの申請を受け付けるものとする。ただし、申請者は同一年度内に一度補助金の交付を受けた補助対象事業について、再度同種類（ZEH、設備の効率化、断熱改修）の補助対象事業に対する補助金の交付は受けられないものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 申請者は、交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、別表1に定める申請書受付期間内に、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助対象事業詳細表（様式第1号の2）
- (2) 契約書の写し
- (3) 設置（施工）業者が作成した見積書等（補助対象事業ごとの金額並びに対象工事の内容及び金額の内訳が確認できるもの）
- (4) 令和6年度の市民税納税証明書の写し（令和6年度の市民税が課税されていなかった場合は、令和6年度の所得・課税（非課税）証明書の写し）
- (5) 建物に係る関係書類は次のいずれかとする。

ア 「登記事項証明書」（発行から1年以内、かつ最新のもの）

イ 固定資産税に係る家屋の「評価証明書」又は「公租証明書」（申請書の提出日の属する年度若しくは最新年度のもの）

ウ 申請時に新築かつ未登記の建物に設置予定の場合は、建築に係る「建築確認済証」又は「検査済証」の写し

(6) 補助対象事業として設置した製品の仕様及び性能が確認できる書類（第4条第3項及び第4項第2号に掲げる補助対象事業（設備の効率化・部分改修）のみ）

(7) B E L S 評価書の写し（第4条第2項に掲げる補助対象事業（Z E H）のみ）

(8) B E L S 評価書若しくはその他住宅性能を証明する書類の写し（第4項第1号に掲げる補助対象事業（全体改修）のみ）

(9) 施工する開口部の位置が分かる建築図面（立面図・平面図等）の写し若しくは写真（第4条第4項第2号に掲げる補助対象事業（部分改修）のみ）

(10) 対象設備未使用証明書（様式第1号の3）（既に補助対象事業が行われた建売住宅を購入する場合のみ）

(11) その他市長が必要と認める書類

3 次条の交付決定及び不交付の決定前に申請書を取り下げるときは、遅滞なく申請取り下げ書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

4 申請書及び申請取り下げ書（様式第2号）の提出方法は、次のいずれかにより行うものとする。

(1) さいたま市電子申請システム

(2) 到達したことが確認できる方法（簡易書留等）による郵送

(3) ゼロカーボン推進戦略課（以下「担当課」という。）の窓口への持参
（交付決定及び不交付の決定）

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を判断し、速やかに交付又は不交付の決定を行う。

2 市長は、前項のほか必要があると認めたときは、条件を付することができる。

3 市長は、交付を決定したときは、交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により、不交付の決定をしたときは、不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者にその旨を通知する。

（補助事業の変更・中止）

第10条 補助事業の計画を変更しようとするとき、又は補助事業を中止するときは、遅滞なく計画変更（中止）承認申請書（様式第5号）に変更又は中止内容が記載されている書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の追加及び補助金交付決定額を増額することはできない。

2 計画変更（中止）承認申請書（様式第5号）の提出は、第8条第4項に規定する方法により行うものとする。

（変更等の承認）

第11条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を判断し、計画変更承認通知書（様式第6号）又は計画中止承認通知書（様式第7号）により、申請者にその旨を通知する。

2 前項の規定により計画中止承認を受けた申請者は、第13条に定める補助交付額の確定、及び第14条に定める補助金交付の請求を市長に対し求めることができないものとする。

（実績報告）

第12条 実績報告は、別表1に定める報告書提出期間内に、報告書に關係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書に添付する關係書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 補助対象事業詳細表

ただし、申請書又は計画変更（中止）承認申請書に添付した内容と同じ場合は、省略することができる。

(2) 住民票の写し（発行から3か月以内のもの） ただし、報告書の「住民登録調査同意書」への同意をもってこの書類とみなすことができる。

(3) 補助対象経費の支払いを証する領収書の写し等の書類

(4) 補助対象事業を実施した住宅全景のカラー写真

(5) 補助対象事業の実施が確認できるカラー写真 ただし、第4条第2項及び第4項第1号に掲げる補助対象事業（ZEH・全体改修）について、前号の書類をもってこれを省略することができる。

(6) 建物の所在が区画整理事業地内の場合において、建物の底地番が確認できる書類（底地番証明書等）

(7) 認証工事完了証明書（様式第9号）（第4条第2項及び第4項第1号に掲げる補助対象事業（ZEH・全体改修）のみ）

(8) その他市長が必要と認める書類

3 報告書の提出は、第8条第4項に規定する方法により行うものとする。

（補助金交付額の確定）

第13条 市長は、前条第1項の報告書を受理したときは、その内容を審査し、交付額確定通知書（様式第10号）により、申請者に対し補助金の額を確定し通知するものとする。

（補助金交付の請求）

第14条 申請者は、前条の規定による通知を受理したときは、速やかに補助金交付請求書（様式第11号）により補助金の交付を請求するものとする。

（事務手続の代行）

第15条 申請者は、申請に係る事務手続きを第三者に代行させることができる。

（財産処分の制限）

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助対象の住宅若しくは設備等を交付額が確定した日から起算して5年を経過する日までの期間（以下「管理期間」という。）、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助対象の住宅若しくは設備等について、補助対象事業を行った住宅における省エネルギー化の用に充てなければならない。

2 管理期間内において、補助対象の住宅若しくは設備等を処分する必要があるときは、処分承認申請書（様式第12号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 天災地変その他補助金交付を受けた者の責に帰することのできない理由により、補助対象の住宅若しくは設備等が損傷又は滅失したときも、遅滞なく処分承認申請書により市長に届け出なければならない。

（財産処分の承認並びに補助金の返還）

第17条 市長は、処分承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、処分承認通知書（様式第13号）により、申請者にその旨を通知する。

2 市長は、補助金の交付を受けた者が、補助対象の住宅若しくは設備等を処分したときは、交付確定日から起算した管理期間に応じて、交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

（補助金交付決定及び交付額の確定の取消し並びに補助金の返還）

第18条 市長は、申請者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、第9条の規定による補助金交付決定又は第13条の規定による補助金交付額の確定を取消することができる。

(1) 規則及び本要綱に違反した場合

(2) 補助金を補助対象の住宅の取得若しくは設備等の設置以外の目的に使用した場合

2 市長は、第1項の取消しを行ったときは、交付決定（確定）取消し通知書（様式第14号）により、申請者又は補助金交付を受けた者に対し通知するものとする。

3 市長は、第1項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に交付された補助金の返還を請求する。

（協力）

第19条 市長は、申請者又は補助金の交付を受けた者に対し、市が取り組む地球温暖化対策に関する調査等について協力を求めることができる。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条、第 7 条、第 8 条、第 1 2 条関係）

補助事業の期間及び条件については、次のとおりとする。

申請書受付期間	補助対象事業の完了日	報告書提出期間
令和 7 年 4 月 1 日 ～令和 8 年 3 月 2 日	令和 7 年 3 月 1 6 日 ～令和 8 年 3 月 1 5 日	補助金交付決定日 ～令和 8 年 3 月 2 3 日

ただし、予算残額が 1 0 0 万円を下回った場合は、当該日を含めて 3 日間（土日・祝日及び 1 2 月 2 9 日～1 月 3 日を含めない）に提出のあった申請書の中から、抽選により受理する申請書を決定する。（予算残額が 1 0 0 万円を下回った場合は、市ホームページにて公表する。）

受付及び提出日は、原則として担当課に到達した日とするが、土日・祝日、1 2 月 2 9 日～1 月 3 日及び業務時間外に到達した場合、翌開庁日を提出日とする。

事業完了日は、原則として補助対象事業の実施に係る領収書に記載された領収日とする。

※申請書及び報告書の内容に不備がある場合や関係書類が不足している場合は、受理することはできません。

別表 2（第 4 条関係）

第 4 条第 3 項に規定する補助対象事業の補助要件については、次のとおりとする。

	補助対象事業	補助要件
(1)	エコキュート	省エネ法上のトップランナー制度において、2 0 2 5 年度目標基準値以上の性能を備えた「エコキュート」であること。 なお、「おひさまエコキュート」については、2 0 2 5 年度の目標基準値を満たしていないものも対象とする。
(2)	ハイブリッド給湯機	一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格（J G K A S A 7 0 5）で、年間給湯効率が 1 0 8 % 以上のものであること。
(3)	エネファーム	一般社団法人燃料電池普及促進協会（F C A）が指定した「エネファームの機器登録リスト」に登録されているものであること。
(4)	太陽熱利用システム	一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたものであること。又は、それと同等の機能を有すると市長が認める設備であること。
(5)	地中熱利用システム	地中の熱（冷熱を含む）を熱源として、その熱をヒートポンプで汲み上げることにより、暖冷房・給湯用のエネルギーとして利用するもの。

別表 3（第 6 条関係）

第 4 条各項に規定する補助対象事業の補助金の額については、次のとおりとする。

	補助対象事業	補助金額（上限）
第 2 項	Z E H	3 0 0 , 0 0 0 円
第 3 項	設備の効率化（給湯機）	1 0 0 , 0 0 0 円
第 4 項第 1 号	断熱改修（全体改修）	2 0 0 , 0 0 0 円
第 4 項第 2 号	断熱改修（部分改修）	1 0 0 , 0 0 0 円

<様式一覧>

様式第 1 号 交付申請書

様式第 1 号の 2 補助対象事業詳細表

様式第 1 号の 3 対象設備未使用証明書

様式第 2 号 申請取り下げ書

様式第 3 号 交付決定通知書

様式第 4 号 不交付決定通知書

様式第 5 号 計画変更（中止）承認申請書

様式第 6 号 計画変更承認通知書

様式第 7 号 計画中止承認通知書

様式第 8 号 実績報告書

様式第 9 号 認証工事完了証明書

様式第 1 0 号 交付額確定通知書

様式第 1 1 号 補助金交付請求書

様式第 1 2 号 処分承認申請書

様式第 1 3 号 処分承認決定通知書

様式第 1 4 号 交付決定（確定）取消し通知書